

第87回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成31年3月22日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
			健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (1名)	住民課長	敏蔭高弘		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 8 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 9 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 10 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 12 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 23 号 佐用町債権管理条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 5 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 18 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 34 号 平成 31 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 35 号 平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 36 号 平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 37 号 平成 31 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 38 号 平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 39 号 平成 31 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 40 号 平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 41 号 平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 42 号 平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 43 号 平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 44 号 平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 45 号 平成 31 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 46 号 平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 47 号 平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 48 号 平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 25. 発議第 1 号 町長の専決処分事項に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 49 号 佐用町課設置条例及び佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 同意第 1 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、早朝よりご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

3月5日に開会した、第87回定例会も、本日最終日を迎えました。

本日、22日までの18日間の会期をもって慎重審議をしていただきました。本日、適切妥当な結論をいただきますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、住民課長よりインフルエンザのため欠席届が提出され受理しております。

それでは、日程に入りますが、日程に入る前に農林振興課長より発言の申し出がありますので許可いたします。

農林振興課長（衣笠俊博君） 失礼いたします。

去る3月13日にご審議をいただきました議案第24号、平成30年度佐用町一般会計補正予算（案）の中で、岡本義次議員のご質問に対する答弁に誤りがございましたので、お詫びをし、訂正させていただきます。

ご質問では、補正予算書32ページの町単独造林事業補助金の減額補正の理由をお尋ねでしたが、誤って町単独治山事業補助金の減額補正の理由であります荒廃溪流の修繕補助とお答えいたしました。正しくは、町内の森林事業者3社が行った造林事業の実績に対して補助するものでございます。その実績見込みにより減額するものでございましたので、訂正させていただきます、改めてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議長（山本幹雄君） それでは、日程に入ります。

日程第 1. 議案第 8 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 2. 議案第 9 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 10 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 4. 議案第 12 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 5. 議案第 23 号 佐用町債権管理条例の制定について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） まず、日程第1から日程第5までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第5、議案第23号、佐用町債権管理条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号及び議案第23号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長 千種和英君 登壇〕

総務常任委員長（千種和英君） おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に審査を付託された案件の審査報告をさせていただきます。

審査日時は、平成31年3月11日、月曜日、午前9時26分より開始いたしました。

場所については、第1庁舎西館3階議員控室。

出席者については、総務常任委員会委員7名。当局からは、町長、副町長、総務課長、同課財政室長及び総務人事室長、同室室長補佐、税務課長、商工観光課長、住民課長、健康福祉課長、高年介護課長及び上下水道課長。事務局からは、局長、局長補佐の出席でございました。

第87回定例会付託案件審査、5つの議案について順次報告を申し上げます。

まず、今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案5件については、各審査の所管課が複数課にわたります。そこで、審査の順序の変更をお諮りしたところ、異議がなく審査順序を変更いたしました。その順序に従い、報告をさせていただきます。

まず、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。この条例改正は、長時間労働の是正措置ということで、民間企業においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により時間外労働の上限規制等が導入され、今年4月1日から施行される予定となっております。これに基づき、国家公務員においても、長時間の超過勤務命令を行うことができる上限を、昨年の人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされており、4月1日より適用すべく、現在、整備が進められている。地方公務員においても、これは例外でなく、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、佐用町においても超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講じたものである。

具体的な内容については、第1項第(1)号で、一般的な業務を行っている部署の超過勤務命令の上限を1カ月45時間、1年を360時間とするものである

改正の2点目は、第(2)号、業務量、そして業務の実施時期、業務の遂行に関する事項を自ら決定することができない。いわゆる他律的業務の比重が高い部署の上限は1カ月100時間未満、1年720時間というふうに明記するものである。

3点目の主な改正は、同条第2項で、特例措置としまして、大規模災害の対応と、非常に重要な業務であって、特に緊急に対応することを要する業務については、上限の規定の適用を除外するという例規改正。本条例については、国と同様に、今年、4月1日から施行するという説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑としては、8条の2の2で、他律的な業務、自ら決定することが困難な業務というようなどあるが、これは、どういう場合なのか。それに対して、例えば、地域住民との折

衝等、いろんな業務の中で、その業務の量や時間を任命権者の枠を超えて、担当室長、担当者が業務の中で調整をして、時間外、要するに夜の対応、日曜日でも何時間か話をすることによって、その業務を遂行できるような、そういった比率の高い部署の場合は、時間外も45時間ではなくて100時間と年間720時間という数字に追加している。もう1つは、災害等の場合は、上限を設けないというふうに、ここで謳ってある。

また、かかわる職員の組合との協議はされているのかという質疑に対しては、特に、今回の規則改正で、組合と交渉するという文言は、ここには入っていない。そういう規則に準じて交渉事はしておらず、そもそもの今回の改正は、人事院勧告に基づくものである。国公準拠で、当然、給料表も改正し、その後、準拠で、こういった時間外労働への国、また、県も、きっちりと明文化していくという中でやっているの、これは組合とも組合の要望事項の1つというふうにも、国公の準拠であるという答弁がありました。

ここで質疑を終わりました。

討論に入りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決をとりました。

採決の結果、挙手全員で、よって、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査に入り、当局の追加説明を求めました。

追加説明の中では、今回の改正は、管理職で55歳以上のものについて、成績が極めて良好、又は特に良好であるもの以外については、昇給を停止するものとする改正で、国、県においては、平成26年1月1日から55歳の昇給停止を実施しており、また、県内においても本町を含め未実施のところは9市町という極めて少ない市町になっている。近隣の市町では、既に実施しており、本町についても昇給停止を4月1日から実施しようとするものであるという説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑に関しては、勤務成績が極めて良好で、また、特に良好なものについては、昇給させる場合の昇給の方法等について、勤務成績におうじて規則で定める基準に従い決定するとあるが、その規則とはどういうものか。それに対して、規則に1文あり。職員の昇給の号給数というものがあり、第30条で、職員の給与条例第8条第2項、規定により昇給させる場合の昇給の号給数の基準については、従来から別に定めるという文言がある。別に定めるというのは、4年前から人事評価制度を取り入れている。試験的に、まず、管理職から行い、2年前からは全職員を対象に取り入れている。その人事評価の実施要領の中で、今回、昨年度初めて、勤勉手当で一定の点数以上の場合、勤勉手当を増額。一定の点数以下は減額というのを初めて取り入れた。それとは反面して、職員の給与、昇給については、当然、職員組合、そして人事評価のプロジェクトチームの中でも、それについては、当分、見合わせていこうということで、今現在、職員の給与の昇給については、定時昇給のみで行っている。今回も、このように条文を条例では改正はしたが、当分の間、勤勉手当のほうが始まったばかりなので、職員の給与について、55歳以上については、条文には謳いますが、当分の間は、実際の実施は見合わせていこうじゃないかということで、現在、考えている。ただ、例規のみ整備をし、今後においては、管理職についても、人事評価に基づき昇給もあり得るという文言を謳っているのが現状であるとの説明を受けた。

ここで質疑を終わりました。

討論に移りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、挙手全員。よって、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

追加説明を求めました。

説明の中では、この基金は、平成 13 年に旧佐用町において制定され、町営住宅及び改良住宅の共用施設の整備に限り、処分可能な基金である。また、平成 23 年度には、兵庫県により水害の河川復興工事に伴い旧久崎住宅用地の土地売却収入約 5,700 万円を当基金に積み立てていた。当基金については、町営住宅のあくまで共用施設に限定した使用目的であったため、町営住宅本体の新設、または、改修等には使用できず、合併以降も、実は、活用をしていないのが現状である。

今回の改正により、使用目的を共用施設の整備から、さらに拡大し、現状のニーズに応じた町営住宅全体の全般的な整備、又は改修、除去も含めた最適な配置等に効果的に活用できるように、使用できるように、今回の条例改正で改めようとするものであるとの説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑の中では、今現在、この基金の増減がどう推移しているのか。そして、改正の中の整備及び最適化を要するという、この最適化ということは、具体的にどのようなものかとの質疑がありました。それに対しては、総額では、平成 30 年度末の予定見込額は 6,829 万 1,000 円になる見込みで、その差額については、従来からの合併により引き継いだ金額以降については、利子分のみ。毎年決算出ていますが、利子のみを積み立てて、現在、約 6,800 万円になっているという状況である。最適化というのは、いろいろな状況で修繕等が必要になってくるので、そのへんも含めて、しっかり先を見据えた基金として明記し、共用部分だけではなく、住宅自体の計画的な、最も適した住宅の整備等ができるような基金に名目を変えて取り組みたい。そのための条例改正であるとの説明を受けました。

これで質疑を終わりました。

討論に入りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。採決の結果、挙手全員。よって、議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 10 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。

追加説明の中では、佐用町は、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域に指定をされており、そのため、本条例に基づき製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業において、減価償却資産の取得価格の合計額が 2,700 万円を超える設備を新設又は増設した場合、その機械及び装置、もしくは、その事業にかかる建物、その敷地である土地に対する固定資産税については、新たに、固定資産税を課税する年度から 3 カ年度分に限り、固定資産税免除をしている。この免除による減収分については、過疎地域自立促進特別措置法等の規定により、減収分の 75 パーセントが交付税で補填をされることとなっている。本条例は、過疎地域自立促進特別措置法を根拠とした条例であるが、この特別措置法については、平成 33 年、2021 年の 3 月 31 日限り効力を失う時限立法とされており、そのため、本条例もこの期限に合わせて、平成 33 年、2021 年の 3 月 31 日まで、その失効期限を延長するというものであるとの説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑の中では、実際、今、適用受けている業者数はどれぐらいあるのか。これに対しま

しては、平成 23 年度以降で 5 社がある。総額で平成 30 年度までで、固定資産税相当額で約 760 万円、税を免除しております。そのうち、交付税措置されているのが約 569 万円。その差額約 190 万円が町としての実質的な減収という形になっている。

以上で質疑を終わりました。

討論に移りました。討論はなく、討論を終結しました。

採決の結果、賛成全員。よって、議案第 10 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 23 号、佐用町債権管理条例の制定についての審査に入りました。

追加説明を求めました。

本条例案については、1 月の全員協議会において、骨子を説明し、また、2 月の全員協議会において条例案の詳細を、説明をした。繰り返しの説明になるとのことであったが、各条文の内容の詳細を詳しく説明を受けた。

それを受けて、質疑を求めました。

質疑としては、9 条の(2)号、強制執行の手続きをとることになっているが、規定して 5 年間のうち、何件あったのか。これに対しては、強制執行ということは、近年は実施していないという答弁がありました。

また、第 10 条、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときとなっているが、その理由は、どういう場合なのか。これに対しては、民法の規定によると債務者が破産手続きの開始の決定を受けたとき。あるいは、自ら担保を抹消している場合ですが、担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。それから、担保を供する義務を負う場合において、これを供しないときというふうに定義されているとのことでした。

また、最後に、必要な事項は 17 条の規則で定めるというふうになっているが、これは条例と規則というのは、同時に提出できなかつたのかという質疑がありました。それに対しては、条例と規則、案を同時に議会に参考資料として提出することが多いと思うが、今回のこの債権管理条例については、条例そのものが非常に内容が複雑であり、規則については、その条例案を提出する時点で、最終的なところまで詰めることができていないので、大変、申し訳ないが、最後に詰めをさせていただいて規則を制定したいというふうに考えているという答弁でした。

また、そもそも、この条例は、きちっと債権を徴収するためのものなのか。そうではなく、徴収しにくいものは、徴収しにくいというよりも、徴収しないものには、きちっと整理をしたいためにつくるのか。または、その両方なのかという質疑がありました。それに対しては、条例の制定の目的は、あくまでも基本的に債権管理の適正化ということで、当然、基本、徴収できるものを、きちっと徴収しようというのが本分である。この条例の制定の一番の大きな趣旨である。その中で、どうしても徴収できないものについては、やむなく放棄をするということであり、基本は、やはり納められるのに、納められていない方については、徴収することが本分だと認識している。やむなく徴収できない方については、放棄をしていくということであるという答弁がありました。

また、徴収不能な債権は、それを、そのまま残しておく、という不利益があるのか。事務的に煩雑だとか、それ以外には、例えば、財政の円滑な運営に具合が悪いということなのか。いわゆる債権分があるということは、その町に資産があるという考え方で、交付税の算定等に影響があるのかという質疑がありました。それに対しまして、交付税のことについてはわからないが、実際、徴収できないものを残しておくということは、毎年、町の歳入の調定に計上される。ところが、実際、徴収できないのに、町の財産とみなされてしまう。財政上は、やはり徴収できないものは不納欠損処理をして、調定からも落とし、

きっちり、その財政の状況を把握するという意味でも、この債権を放棄していくという方向が望ましい内容ではないかと考えている。また、実際の徴収の現場としても、債権があるのに放置するという事は、絶対に許されない行為であり、ほかの自治体では、そういうことにより、職員が賠償を命ぜられたという事案もある。そういう放置できないということは、徴収しなければならない。落とせない以上は、徴収しなければならないという、担当者としても放置ができない。何とかしなければいけないということで、徴収できない分についても徴収努力をしなければならない。これは、実際には徴収できるほうの徴収に当たるほうが職員の職務を集中していくということのほうが大切だと認識をしている。

条例の趣旨は、徴収できるものは徴収し、やむを得ず徴収できないものは放棄せざるを得ないということで、放棄すると不納欠損になるということにはなるが、そのために条例をとということではなく、あくまでも条例の制定の趣旨は、債権管理の適正化ということであるという答弁がありました。

ほかに質問はなく質問を終わりました。

討論に移りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。採決の結果、賛成全員。よって、議案第 23 号、佐用町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上、5つの議案について審査をし、11時1分に審査を終了いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました審査の結果の報告とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第8号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第3、議案第10号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、本案についての討論を終結します。
これより議案第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第10号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第4、議案第12号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 5、議案第 23 号、佐用町債権管理条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号、佐用町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 6. 議案第 5 号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第 7. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）（委員長報告）
日程第 8. 議案第 18 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6 に入ります。日程第 6 から日程第 9 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 5 号、町道路線の認定についてから、日程第 9、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条

例についてまでを一括議題とします。

議案第5号、議案第7号、議案第18号及び議案第19号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について報告をさせていただきます。

まず、審査日時は、平成31年3月12日、朝9時半から開催しております。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室です。

出席者は、産業厚生常任委員会全員と議長。それから、当局からは、町長、副町長、総務課長、高年介護課長、同課高年介護室長、商工観光課長、同課商工振興室長、同課定住対策室長、建設課長、同課道路河川事業室長、建設課道路河川管理室長補佐。事務局からは、局長と局長補佐であります。

今回、付託されました議案4件は、各議案の所管が複数課にわたっており、議事進行上議案の順序を変更して審査しましたので、そのとおりに報告させていただきます。

まず、議案第5号、町道路線の認定について、追加説明を受けました。

今回、町道認定しようとする県道上福原佐用線、山田工区の改良工事において、線形の変更に伴い旧道部分を町道認定しようとするもの。町において事前に町道認定し、工事完了後に町道として管理できる体制を整えることによって、県の予算の確保と早期完了を目指すものとの説明を受けました。

次に、議案第7号、町有財産の無償貸付けについての追加説明を受けました。

貸付けの相手方は、特定非営利活動法人森のわんぱく冒険塾で、活動内容等については、配付資料によって示されました。

続いて、議案第7号の現地調査は、商工観光課長、同課室長に。

また、議案第5号の現地調査は、建設課長、室長及び室長補佐に対応していただきました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

まず、議案第5号、町道路線の認定について、審査に入りました。

主な質疑としては、今までは、完了して県に補修してもらってから町道に払下げだった。これからは、今回のようになってくるのかについて、その時の県の予算の確保状況などで個別の案件になると思うとの答弁。

隣接する耕作農地が少ない。町道として受け入れるのが、果たしてどうなのかについては、利用者が少なくても、その道路に面した地先の所有権の権利もある。地元の自治体に移管するというのは原則なので、この点は、もうやむを得ないとの答弁。

また、交差点のところが危ないのではないか。ポールを立てるなど安全対策を要望しておく必要があるのではないかについて、県と打ち合わせする時に、引き継ぐ上で、ポールなどの安全対策の要望をしているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第7号、町有財産の無償貸付けについて審査に入りました。

主な質疑としては、昨年7月から8月の試験的な利用で、その時の利用状況では問題

がなしということで提案説明を受けたが、その後、相手方から課題や要望を受けているものはないかについて、相手方からの要望は聞いていない。今の状態でお貸しするとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について審査に入りました。

まず、当局の追加説明を求めました。

今回の改正は、公営住宅使用料を、私法上の債権、いわゆる私債権として整理したことに伴い、延滞金の徴収ができなくなるということで、延滞金の規定について改正するもの。現在の条例は、地方自治法第 225 条に規定する公の施設の利用につき使用料を徴収することができるという公法上の使用関係として整備されています。公営住宅使用料の性格を公債権として位置づけ、地方自治法第 231 条の 3 の規定を適用し、督促と延滞金の徴収を町営住宅条例第 20 条で規定している。住宅の使用料については、公の施設の使用を伴うが家屋賃貸借関係、相手方との契約関係に当たるということで、近年、使用料の債権は、私債権として位置づけられる傾向にある。他の多くの自治体でも私債権として整理をしている。本町でも債権管理条例案の検討において、私債権として整理することが適切と判断した。これにより公債権を対象としている地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する督促、第 2 項に規定する延滞金の徴収が適用されないこととなる。しかし、私債権とすると地方自治法施行令第 171 条に規定する債権ということになり、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならないという規定が適用される。督促は、今までどおり行うこととなる。督促と延滞金の徴収について規定している佐用町営住宅条例第 20 条について、督促について規定する第 1 項はそのまま残して、延滞金の徴収について規定する第 2 項から第 6 項までと、附則第 4 項を削除するもの。合わせて提案している佐用町営特定公共賃貸住宅条例及び佐用町営定住促進住宅条例についても同様の内容との説明を受けました。

続いて、質疑に移りました。

主な質疑としては、私債権になった場合、延滞金に変わる損害金のようなものは取れるのか。規定は出てくるのかについて、私債権になると民法が適用になる。その中で、遅延損害金として取ろうと思えば取れる。今まで条例に延滞金を徴収できるような規定があったが、滞納になっている金額すら、なかなか取りにくく状況で延滞金の徴収を行っていない。今のところ、遅延損害金という形で徴収をすることは考えていないとの答弁。

また、従来の延滞金がなかなか徴収できないという考え方ではなく、健全な財政運営を柱とした条例改正に臨むのであれば、民法上の損害賠償も、当然必要。不当に使用料などを納めなかった人に対しては、1つの手段として必要だと思うがどうかについて、遅延損害金は、民法上で、条例で謳わなくても徴収できる。今のところ 5 パーセントで、条例が改正され 2020 年からは遅延損害金は 3 パーセントという規定はある。しかし、滞納分の家賃も徴収できない中で、悪質な場合は遅延損害金は徴収すべきだが、今のところは、徴収を第一に考えた場合、遅延損害金を求めるのではなく、滞納の金額を債権条例の制定によって管理していくとの答弁。

それから、健全な財政運営を維持していくための徴収体制の構築が大きな目的。公債権として残る租税は、遅延分については、延滞加算金を徴収する。民法と私債権に裏づけされている部分についても、徴収する姿勢を町は持つべきじゃないのかについて、私債権に

なることで、民法で対応していく。遅延損害金は、当然、請求することができる。決して、条例上の中で規定していないから、遅延延滞金を請求する権利を放棄しているわけではないとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 18 号の佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について審査に入りました。

まず、当局の追加説明を求めました。

今回の条例改正は、共生型サービスというものが介護保険法の改正により位置づけられたもので、そのサービスによる指定基準等を条例で制定しようとするもの。共生型サービスの趣旨においては、①点目に、障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすること。②点目に、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用をすること。この 2 点の観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置づけた。障害者に対する施設と高齢者の介護認定を受けた施設は、それぞれ別にあるが、共生型サービスは、これらを兼ねる。法的に、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅サービスの指定を受けやすくする「共生型居宅サービスの特例」を設けたもの。法律上は、障害者に対する施設であっても、障害者の人員基準と設備基準をそのまま介護サービス事業所の指定を受けやすくなる。共生型サービスの対象サービスは、訪問介護、通所介護、療養通所介護が、それぞれ障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練と対応しており、お互いにその施設の認定を受けることができるということになる。この中で、今回の条例改正では、地域密着型通所介護だけが町の指定権限があり、これについての指定基準を今回の条例で定める。そのほかのサービスについては、県の指定権限に属する。共生型サービスの基準と報酬については、共生型サービスが障害者施設の現行基準。現行の施設のまま介護サービス事業所の指定を受けやすくなる。受けやすくなるということは、介護の本来の指定基準を満たしていない場合もあるということなので、同じ報酬を支給するということは、そぐわないので、想定しているのが、現在、障害福祉サービスの施設である部分が介護サービスの指定を受けた場合、介護サービスの人員基準等を満たしていない場合が多く想定されるので、その場合、報酬額は通常介護報酬の 90 パーセントから 95 パーセントしか出ない。しかし、あまり低い額にすると、障害者福祉の施設が介護施設の指定も受けようというインセンティブが働かなくなり、法改正の意味がなくなる。これまでの障害者福祉施設の単価報酬ぐらい並みになるようには設定するようにした。生活相談員配置等加算があり、介護の人員基準等は満たされないが、生活相談員等、資格のある職員の配置してあるところには報酬の加算をつけようとするものです。障害者対象の施設が、介護施設の人員、運営基準等全てを満たした場合は、介護報酬は 100 パーセントになるとの説明を受けました。

主な質疑では、今まで障害者福祉サービスに相当するサービスを受けていて、介護保険になって、ないサービスは想定されるのかについて、共生型サービスが狙いとしているのは、例えば、障害福祉サービスのほうで短期入所を受けていて、65 歳を超えれば、そこでサービスが受けられないので、要介護認定を受けて、ほかの介護保険の事業所を探さなければいけない。今度からは、害福祉サービスが短期入所の指定を受ければ、そのままそこでサービスを受け続けることができる。それぞれが既に行っているサービスをお互いので

きること。共生型サービスというのは、介護保険事業と障害福祉サービスと、どちらでも位置づけられたものとの答弁。

それから、本町の施設については、障害者施設も、ほとんどが今回の対象になるということなのかについて、17事業所があるが、今回の通所介護に関係する部分は、障害で言えば、生活介護と自立訓練と放課後等デイサービスで10の事業所がある。そのうち、7つは地域密着型の18人を超える定員があるので、すぐには地域密着型には該当しないと思うが、残りの3つは、今の施設のまま地域密着型通所介護の指定を受けようと思えば受けられるとの答弁。

また、町内の施設の相当数が適用を受けられるので、申請があると思う。指定を受けることによって、利用者が増加すると思う。財政上、障害者福祉を担っている部分と介護保険というのが別建てになっている。財政的な見込みはどうなるのかについて、共生型サービスで想定するのは、障害福祉サービス事業所等が介護を受けるというケースが多くなる時と考えておる。報酬の支払い方は、共生型サービスでは、その事業所は、障害にも登録されて、介護保険のほうも台帳にも登録されて、全く従前ある介護保険事業所と同じような扱いを受けます。障害者支援費なのか介護給付費にかかる報酬なのかと、どちらが増えるのか想定がつかない。65歳以上になれば、従前も介護保険に変わっていたので、あまり変化がないとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告とさせていただきますが、詳細については、会議録をご参照ください。以上です。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第5号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第5号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第5号、町道路線の認定については、

原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第7号、町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第7号、町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第8、議案第18号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第18号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第18号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第9、議案第19号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 10. 議案第 34 号 平成 31 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 35 号 平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 36 号 平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 37 号 平成 31 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 38 号 平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 39 号 平成 31 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 16. 議案第 40 号 平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 17. 議案第 41 号 平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 18. 議案第 42 号 平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 19. 議案第 43 号 平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 20. 議案第 44 号 平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 21. 議案第 45 号 平成 31 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 22. 議案第 46 号 平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 23. 議案第 47 号 平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 24. 議案第 48 号 平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10 に入ります。日程第 10 から日程第 24 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 24、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 34 号から議案第 48 号までについて、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、西岡 正君。

〔予算特別委員長 西岡 正君 登壇〕

予算特別委員長（西岡 正君） それでは、失礼します。

議長の命によりご報告を申し上げますが、少し長くなると思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

予算特別委員会に付託されました平成 31 年度佐用町一般会計予算案並びに各特別会計予算案の審議についてご報告を申し上げます。

報告については、全議員で構成する委員会ですので、主な質疑の概略を述べる形としたと思います。

審議日時は、一般会計については 3 月 6 日、各特別会計については 3 月 7 日に、議場にて行いました。

出席者は全議員と、当局からは町長、副町長、教育長、各課長、各支所長並びに各関係室長であります。

まず、議案第 34 号の一般会計予算案から報告をいたします。

5 款、町税、町税の滞納繰越分に係る徴収率について質疑がありました。当局からは、個人町民税 29.2 パーセント、法人町民税が 24 パーセント、固定資産税 29.3 パーセント、軽自動車税が 29.7 パーセントであり、この徴収率については決算が出ている 3 カ年の実際の徴収率の平均を計上しているものとの答弁がありました。

本年度初めて計上される環境性能割について内容の説明が求められました。当局から、消費税が 10 パーセントに上回るタイミングで導入される新税で、従来の自動車取得税に変わる制度という説明がありました。

町民税の個人、法人とも対前年度比増額となっているが、予算計上の根拠はという質疑がありました。平成 29 年度と比較して、30 年度の課税内容を見ると給与所得、営業所得が伸びている実態、県が推進している特別徴収のほうで、多少収納率が高いこと、法人では 1 社、業績がアップし、安定しているので増額を見込んでいるとの答弁がありました。

10 款、地方譲与税。新税である森林環境譲与税について、予算の算出根拠はという質問がありました。佐用町における私有林の人口面積割、林業就業者の割合、佐用町の人口割から算出したとの答弁がありました。

27 款、地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金について、10 月から消費税が 10 パーセントに上がることに伴ってのことだが、算出根拠はとの質問がありました。10 月から消費税が上がることにより、3 歳から 5 歳は、10 月以降翌年 3 月末まで保育料が無料になり、ゼロ歳から 2 歳については、住民税非課税の世帯は無料となる。10 月以降 6 カ月間の保育料を算定して計上したとの答弁がありました。

30 款、地方交付税。地方交付税の減額の要因についての質疑がありました。合併算定替の額の減額が大きな理由との答弁がありました。

15 款、利子割交付金、16 款、配当割交付金、17 款、株式譲渡所得割交付金、18 款、地

方消費税交付金、20 款、ゴルフ場利用税交付金、26 款、環境性能割交付金、35 款、交通安全対策特別交付金については質疑がありませんでした。

40 款、分担金及び負担金。民生負担金の中の比較して、特にこの関係で減額された内容と、その理由はと質問がありました。当局からは、児童福祉施設費負担金が 870 万円の減額になっている。これについては、10 月から消費税が 10 パーセントに伴い 3 歳から 5 歳までの保育料が無料になるのが要因との答弁がありました。

次に、45 款、使用料及び手数料。住宅使用料滞納繰越分及び定住促進住宅使用料滞納繰越分についての質疑がありました。当局から、それぞれの徴収率と滞納件数の答弁がありました。

50 款、国庫支出金。民生費国庫補助金の中で、プレミアム付き商品券事業補助金 800 万円の根拠はという質問がありました。プレミアム付き商品券については、非課税世帯の方、ゼロ歳から 2 歳までの子供のいる世帯に、上限 2 万円で実質 2 万 5,000 円が使用できる商品券を配布する事業で、システムを改修する委託費、案内通知、申込書を作成して受付ける業務についての予算を計上してあるとの答弁がありました。

55 款、県支出金については、質問がありませんでした。

65 款、寄付金。地方創生応援税制寄付金について、減額計上の理由について質問がありました。答弁として、昨年度、返礼品 3 割という基準線が引かれ、以降、ふるさと寄付金をされる方が減っているの、実情に合わせた形での予算を計上しているとの答弁がありました。

70 款、繰入金であります。基金繰入金、全体として減額、特に、財政調整基金の繰入額が大幅に減額となった要因はという質問がありました。財政調整基金については、それぞれの財源等も踏まえ、歳出予算も組む中で、最終的に財政調整基金の繰り入れによって、一般会計を形成し予算化している状況です。31 年度予算についても、それぞれ財源をもとに取り組み、財政調整基金の繰入については前年度より 3 億円の減額で予算を組めたとの答弁がありました。

60 款、財産収入、75 款、繰越金については、質疑がありませんでした。

以上で、歳入についての質疑は終結いたしました。

続きまして、歳出に入ります。

歳出につきましては、5 款の議会費には質疑がありませんでした。

10 款、総務費。まちづくり推進費の中で、地域づくり協議会にかかる共同研究委託料、地域自治包括交付金は、本年度行われた振り返りのことも踏まえた上での共同研究の委託料なのか。また、地域づくりの交付金についても、毎年同額の 3,000 万円だが、各地域づくり協議会ごとのいろんな事業を町の職員も一緒になって、どういうふうにするかということ踏まえて予算を計上しているのかとの質問がありました。当局からは、平成 30 年度、島根大学の先生に 13 協議会全部を回っていただき、現状の把握をさせていただいた。31 年度から、各地域づくり協議会ごとに職員も入りながら振り返りを深めていく。一挙に 13 協議会ではできないので、31 年度は、4 カ所ぐらいに入りたいと思っているとの答弁がありました。

続きまして、工事請負費の防犯灯工事、防犯灯が 50 台、防犯カメラが 5 台となっているが、この分は全部確定しているところか。幾らか枠はあるのかとの質問がありました。当局からは、防犯灯は各自治会等から要望によって設置している。要望が出た時に対応できるように予定している基数で、場所は決まっていない。カメラについては、県の随伴補助で、5 月に募集し採択されたところに補助をするということで場所は決まっていないとの答弁がありました。

防犯対策費の中の負担金及び交付金で、老朽危険空き家除去支援事業補助金を計上され

ているが、去年の実績で、前年よりも件数を減らしたのかという質問がありました。答弁として、30年度は3件を予定していたが、来年度については2件を予定し、単価を引き上げている。危険空き家の補助については、自治体等から要望があれば確認に行き、危険空き家の部会で特定空き家の認定等を行う作業を行い、所有者にお知らせしている。所有者が撤去するのが原則だが、所有者のほうで対応できないものに町単で補助したり、国県の補助を利用することについては危険空き家部会で協議して対応しているとの答弁がありました。

15款、民生費に移ります。新規の主要事業説明書の中で上げられている、佐用町保育補助員制度の導入ということで、保育補助員の役割について質疑がありました。保育士について、ゼロ歳児については、子供3人に保育士1人、1歳から2歳児に6人に1人という基準があり、町内で6園は全て基準を満たしておるが、最近、未満児の入園が多く、給食やおやつを食べている時や、着替えやトイレ、お昼寝の時などに足らなくなる。非常勤職員を配置しているが、それでも足りない部分について、保育士と一緒に簡易な補助をしていく取り組みをしていきたいとの答弁がありました。

委託料の中の、プレミアム付商品券関連事業委託料について、住民税非課税世帯と、2歳以下の子供がいる家庭と限定的になるが、大型店で利用できると聞いたが、実施状況はという質疑がありました。利用できる店舗については、県のほうで説明会があり、国の要綱で市町村内の店舗を幅広く対象として、公募しているとなっている。今まで佐用町で実施した商品券の場合は、大型店舗では使用できないという形で実施してきた。そういう形で実施してもいいのかとの質問したが、要綱の中に「幅広く公募する」とあるので、特定の店舗を除外して募集をするというのは補助の対象にならないという答弁があり、今回の商品券の場合は、大型店舗を除くというのは難しいとの答弁がありました。

次に、20款の衛生費に入ります。負担金補助及び交付金では、不妊症治療支援補助金が上がっているが、何人ぐらいが治療にかかって、成果は出ているかとの質疑がありました。当局からは、29年で13件、28年で8件の実績があり、31年度は14件ぐらいを見込んで140万円を計上した。成果ということでは、出産された方はおおむねわかっているが、それ以外の方については、把握できていないとの答弁がありました。

続きまして、25款、農林水産業費であります。強い農業・担い手づくり総合支援交付金が出て、負担金補助及び交付金でも、農業担い手確保補助金が上がっているが、どのようにリンクしているのかとの質疑がありました。当局からは、同じような名前がついているが、全く別物で、「強い農業・担い手づくり」は今回、新たにつくられた形の中で補助が出るというようになっているとの答弁がありました。

続いて、農業振興費の委託料の中で、地域特産物の高付加価値化及び販売促進等業務委託料500万円上がっている。この内容等は、これからの決定になると思うが、29年度300万円、30年度600万円かけている。以前の取り組みとの継続性はとの質問がありました。当局からは、引き続き継続してやりたいとの答弁がありました。

中山間地域等直接支払い推進事業補助金について、どの程度の事業を計画しているか。新たに、地域が事業をやりたいという申し出があっても、計画段階があるのでダメということかとの質問がありました。当局からは、5カ年計画を立て、5年間同じ地区、同じ面積ということの最終年度になるので38地区、192.3ヘクタールが対象面積で、新たな申し出については傾斜の角度等の要件を満たして、1ヘクタールの面積があれば、事業として採択は可能であるとの答弁がありました。

続きまして、農産物処理加工施設運営費、委託料で上月地域特産物直売所指定管理委託料が30万円増額になっている。南光、三日月は同額になっているが、その要因とはとの質問がありました。当局から、29年度までは30万5,000円の予算で、指定管理料という

名称を使いながら、現実には上月駅のトイレの清掃・管理料という意味合いだった。合併当初から、運営状況が良好だったので、指定管理料は支払わないという算定で続けてきたが、最低賃金の引き上げ、作業員の高齢化で従業員が集まらないという状況で、経営が苦しくなっているので、昨年は30万5,000円を含めて予算措置をしたが、31年度は、30万5,000円は清掃費という意味合いを含めて予算計上をしたとの答弁がありました。

農業振興費の中の委託料で、ひまわり栽培委託料としての6万3,000円は、船越地域での委託料ということだが、生産者の高齢化もあり、困難な状況が生まれてきている中で、町として、生産者に対する支援というのは予算の中にあるのかという質疑に対して、当局からは、ひまわり生産者の支援については、従来どおり負担金補助及び交付金にある農産物特産定着化対策補助金だけで、これしかないとの答弁がありました。

30款、商工費であります。商工総務費の中の報償費、地域若者サポートステーション事業相談員謝金は、ニート、引きこもりの対策として、厚生労働省の委託事業で姫路若者ステーションから来ていただいている報償費だが、厚生労働省の就労支援という面から、他の福祉部局との連携等についての現状はどの質問がありました。当局から、福祉部局とも連携を取り、相談会等を6回ほど開いている。来ていただく方を福祉部局と相談しながら進めるような形で連携を行っているとの答弁がありました。

続きまして、35款、土木費に入ります。橋梁維持費の委託料、工事請負費について、長寿命化のために毎年高額な金額が上げられている。31年度も相当規模の予算が上がっているが、30年度については、順調に事業ができていくかとの質疑がありました。当局からは、橋梁修繕工事ということで、社会資本整備という国の交付金でやっている工事である。今回、測量設計委託料で671橋梁あり、そのうち、261橋を2度目の点検をする。工事費については、国のほうには、もう少し多く予算要望しているが、予算としてつくのが7割程度との答弁がありました。

続いて、40款の消防費では、質疑はありませんでした。

45款、教育費に入ります。備品購入費800万円について、本を4,400冊買うとなっているが、本を選ぶメンバーと、どういう本を買おうとしているのかとの質問がありました。当局からは、選定に当たっては、図書館の司書がおり、選定委員会なり、協議会の会議をして、図書を選定をしている。いろんな分野、図書館に来られる方から意見等を聞きながら選定しているとの答弁がありました。

教育総務費の中で、地方交付税実額市配分金が計上されている。昨年も配分金が計上されているが、内容、経過も含めて説明をとる質疑がありました。三土中学校の閉校に伴う急減補正に関して交付税で見てもらっているということで、平成27年から31年度まで、普通交付税の配分をいただいている。幹事町が佐用町なので、閉校時の生徒数で按分47人のうち、実額市の生徒が16人なので、94万2,000円ほどが佐用町から実額市に支払うという形の交付税としてとの答弁がございました。

55款、公債費。公債費については、定時償還も含め、繰上償還を行って、安定的な財政運営を柱にしていたが、平成31年度については、繰上償還がゼロとなっている。財政運営なり、予算編成の変更とか、今後の計画とかいうようなものを含めての皆減になっているのかという質疑がありました。当局からは、平成31年度については、従来どおり4億円の繰上償還、予算上はできないことはないと思うが、当初上げておけば、どこで調整するとかということになる。全体の繰上償還云々ではなく、町全体の予算等を構築する中で、31年度については、あえて計上を差し控え、今回ゼロ円ということで予算計上をしたとの答弁がありました。

60款、諸支出金、80款、予備費。諸支出金、予備費については、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成の討論がありました。

採決の結果、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

翌、3月7日、各特別会計の審議を行いました。

出席者は、議員全員。当局からは、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長並びに関係室長であります。

議案第 35 号、メガソーラー事業収入特別会計であります。財産貸付収入が、今年度と比較して 645 万 5,000 円ほど増えているが、秀谷の分が加わっているのか確認の意味の質問がありました。当局から、そのとおりで、増えたのは、秀谷の貸し付け金の分ですと答弁がありました。

補修費とメンテナンスがあった場合は、ここの項目から出ると思うが、どのくらい予定し、含まれているかと質疑がありました。当局から、メンテナンスについては、LLP の会社ですので、この会計から出ないとの答弁がありました。

討論なく、全員賛成で、議案第 35 号、平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案は原案のとおり可決しました。

議案第 36 号、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険特別会計では、歳入の滞納繰越分について、徴収率は何パーセントかと質疑がありました。当局からは、医療給付費滞納繰越分で 20 パーセント。後期高齢者支援金分滞納繰越分で 20 パーセント。介護納付金分滞納繰越分においても 20 パーセントで計上していると答弁がありました。

滞納の実態について、差し押さえ処分とか、健康保険証の交付状況についての質疑があり、差し押さえの現状は、他の税と合わせて滞納処分実施をしているが、国保税の滞納者においても、なかなか財産が発見されないような場合に、捜索を実施している。短期証については、資格証明書の発行が 9 世帯 11 人、短期証は 66 世帯 117 人に発行しているとの答弁がありました。

歳出では、保険事業費の中の特定検診の受診率アップについての質疑があり、当局からは、郵送で送り、また、広報、ホームページ、防災無線等でも放送を流しているが、受けられていない方もいるので、今年度、新たに取り組みを考えている。過去に受診していない方、医療機関も受けていない方々に対して、何らかのアクションを起こそうと、4 月以降考えてみたいとの答弁がありました。

質疑を終え、討論に入りました。

賛成、反対の討論がありました。

討論を終わり、賛成多数で、議案第 36 号、平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は原案のとおり可決をいたしました。

議案第 37 号、後期高齢者医療特別会計であります。歳入では、滞納繰越分について何パーセントの徴収率で予算化をしているかとの質疑があり、30 パーセントの徴収率をかけて積算しているとの答弁がありました。

歳出についての質疑はありませんでした。

討論では、反対討論があり、賛成の意思を示す賛成討論もありました。

討論を終わり、賛成多数で、議案第 37 号、平成 31 年度後期高齢者医療特別会計予算案は、原案のとおり可決しました。

議案第 38 号、介護保険特別会計。事業勘定の歳入では、国民健康保険の場合は、資格証明書とか、短期証という形があるが、介護保険の場合、未納になった方で、介護保険の制度を活用できない形となっている方はあるのかということでもあります。実態はと、質問がありました。滞納が増えて、償還払いになるとか、3 割負担、4 割負担になるというペナルティはあるが、そういうようにならないように、納付折衝をして、納付誓約をいただ

いた上で、そうならないように、現在、ペナルティを受けている方はないと答弁がありました。

サービス事業勘定の歳入、歳出については、どちらも質疑がありませんでした。

討論では、反対、賛成それぞれの立場から意思を表明する討論がありました。

討論を終結し、採決に移り、賛成多数で、議案第 38 号、平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案は原案のとおり可決しました。

議案第 39 号、朝霧園特別会計。歳入について、事業収入の前年度比較で、マイナスになっているが、その実態について、町内分、町外分、それぞれについて、入所の状況はどの質疑がありました。当局からは、前年度は入所者、町内分を 38 人、町外分は 2 人でした。町内分は平成 30 年度から 31 年度に減り、現行 30 人とみています。町外分については、2 人で変わりなし。30 年度中に減少した分について、2 人は体の調子が悪く、ほかの施設へ措置がえとなり、後の方については、死亡者が多く、また、新規の入所者はなかったという答弁がありました。

歳出では、扶助費、慰安娯楽費の使い道について質疑がありました。当局から、バス旅行、花見の会、敬老会、納涼祭などに使っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決に移りました。

全会一致で、議案第 39 号、佐用町朝霧園特別会計予算案については、原案どおり可決いたしました。

議案第 40 号、簡易水道事業特別会計。歳入については、滞納繰越分の徴収率は何パーセントの計上で、対前年でどうなっているのかとの質問がありました。当局から、ここ数年、徴収率が上がっているので、実績率、実績額に 2 パーセントを上乗せして算定したとの答弁がありました。

歳出については、質疑なし。

討論はなく、採決に移り、全会一致で、議案第 40 号、平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案については、可決をいたしました。

議案第 41 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計。歳入については、滞納繰越の徴収率、新年度予算で幾ら計上しているのかとの質疑がありました。当局からは、前年度の実績額に 2 パーセント増を見込んでいるとの答弁がありました。

歳出については、質疑なし。討論なし。

採決に移り、議案第 41 号、平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は、全会一致で可決いたしました。

議案第 42 号、生活排水処理事業特別会計。歳入について、新年度予算には、これも同じく、幾ら、何パーセントかという質疑がありまして同じく 2 パーセント増を見込んでいるとの答弁がありました。

歳出については、質疑なし。

討論なし。

採決に移り、議案第 42 号、生活排水処理事業特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 43 号、西はりま天文台公園特別会計。歳入、歳出とも質疑なし。討論なし。

採決の結果、議案第 43 号、平成 31 年度西はりま天文台公園特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 44 号、笹ヶ丘荘特別会計。歳入については、質疑なし。

歳出について、需用費の中で、Wi-Fi の設置について確認の質疑があり、当局から本館には、Wi-Fi が、現在も使えるようになっているが、ログハウスでも使えるように整備、改修をする事業であるとの答弁がありました。

討論なし。

採決の結果、議案第 44 号、平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 45 号、宅地造成事業特別会計であります。歳入については、質疑はありませんでした。

歳出では、廣山と茶屋団地は若者向けに、価格を安く設定したとの説明があったが、普通の場合との差はとの質疑があり、茶屋区画の 2 区画については、正規が 853 万円、そして、若者価格が 767 万 7,000 円。もう 1 区画は 841 万円と、これは 756 万 9,000 円に減額。廣山団地では 218 万円のところを 109 万円に減額しているとの答弁がありました。

討論はなし。

採決の結果、議案第 45 号、佐用町宅地造成事業特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 46 号、農業共済事業特別会計。支出の 1 款、業務事業費用の営業費用、損害防止費の内訳で、一般会計操出等、「等」となっているが「等」とはどんなものかという質疑がありました。当局から、「等」というのは、来年 4 月、県下、組合の一本化を目指して協議が進んでいるが、それに関する費用で、事務所の開設費用とか、公用車の準備とかを想定していく必要がある。予算組の段階では、共済の余剰金の使途の方法が示されていない。統合について必要な経費、あるいは、存亡に必要な経費ということで、さらに追加する可能性もあるので、一般会計へ繰り入れて使用することがあるということで記載したとの答弁がありました。

討論はなし。

採決の結果、議案第 46 号、平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 47 号、石井財産区特別会計。歳入、歳出とも質疑なし。討論なし。

採決の結果、議案第 47 号、平成 31 年度石井財産区特別会計予算案は、全会一致で可決しました。

議案第 48 号、水道事業会計、資本的支出の建設改良費の分で、石井橋、双観橋で工事があると聞いているが、工事の延長メートルはとの質問がありました。当局から、石井橋は延長 97 メートル、双観橋については、SUS 管 150 の入れ替えということなので延長が 96 メートルという答弁がありました。

討論はなし。

採決の結果、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案は、全会一致で可決しました。

以上で、まことに長い時間がかかりましたが、予算特別委員会について付託された案件につきましての報告を終わります。

報告の中で、大変聞き苦しいところがあったと思いますが、ご理解いただきますようお願いして終わります。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 15 分とします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 34 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、日程第 10、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

平成 31 年度佐用町予算案は、国の消費税 10 パーセント増税を前提にしたもので、幼稚園や保育園の無償化、低所得者や子育て世代に限定したプレミアム付商品券販売などをする予算化が行われています。

消費税 10 パーセントへの増税は、暮らしも経済も破壊します。家計消費や実質賃金の落ち込みなど景気回復を実感できない生活実態の中、3月に政府は景気判断を下方に引き下げました。今、消費税を引き上げるべきではないが3月の共同通信社世論調査では、引き上げに反対が 54.5 パーセントになっています。10月からの 10 パーセント消費増税中止を国に求めるべきです。

消費税は、家計を直撃し、低所得者ほど負担が重い税金です。年金生活者の場合は、物価が上がっても賃金が下がったら年金額を下げる。物価も賃金も上がってもマクロ経済スライド分だけ年金の伸びを抑える。など消費税増税分の倍以上の被害になる可能性があります。

消費税が導入されて 30 年になりますが、消費税で増収となった収入、全体で 397 兆円、法人 3 税で 298 兆円の減収、所得税・住民税の減収 275 兆円で増税分が減収ですっきり消えてしまっています。消費税頼みのやり方では財政はよくなりません。

佐用町の予算について、問題点の第 1 は、基金のため込みです。平成 30 年 3 月 31 日現在 101 億円を超える基金残高がありますが、住民の切実な要望に応える事業に生かすことを求めます。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手立てです。国保税や介護保険料・利用料の軽減のために一般会計からの繰り入れを行い住民負担を軽減するべきです。子育て支援のさらなる充実のために、保育料は第 1 子から完全無料化を求めます。学校給食費の完全無料化も求めます。子供の医療費無料化は、高等学校卒業まで拡充を求めます。若者の経済的負担軽減のために町独自の奨学金制度を創設することと、国に対し給付制の奨学金制度の拡充を求めることを、町に対して求めていきたいと思えます。小中学校児童・生徒の副教材費相当分の補助では、商品券の発行は町内の業者の売り上げ増の効果は限定的で、経費と手間もかかります。直接、町予算の中でみるべきです。保育士の正職員化をすすめ、保育の質の向上など職員の職業意識の向上を図るべきです。子供の学力向上に資する司書教諭の配置が求められます。

交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービス、さよさよサービスの毎日運行、福

社タクシー利用回数制限の緩和など利用者の利便性向上と同時にタクシー業者の営業を守るべきです。コミュニティバスは、毎日運行や全町域を網羅した公共交通の充実が求められます。

健康で長寿を喜べる施策の充実として、それぞれの年代にあった健康づくりの体制が施設の整備と併せて必要です。健康診断の充実と歯科健診の在宅訪問、歯科診療の拡充など8020運動を推進することを求めます。

文化・スポーツの発展を支援するためにも町民の公共施設使用料は免除すべきです。

第3は、地域振興の推進です。地域づくり協議会の活動を振り返る事業が昨年実施されておりますが、その成果を生かし、地域振興の取り組みが求められているところです。

農業では、この2019年度から国連が呼びかける家族農業の10年が始まります。小規模・家族農業の役割を後押しする枠組みとして食料主権、種子の権利などを定め、小農の十分な生活水準を保つことや協同組合の権利などの保護を定め、促し、飢餓や貧困の克服、環境保全などの課題を解決し、持続可能な世界を展望する上で家族農業の役割が欠かせないことが世界の認識になりつつあります。ぜひ町独自で施策を進めていただきたい。

地域経済を支える中小企業振興条例を制定し抜本的な支援が求められます。地域循環型の経済政策を進めるために、住宅・店舗リフォーム助成事業の創設を求めます。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきです。

過疎化が急速に進んでいる中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。生活環境の整備、産業の振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉・医療の充実に不十分な予算であることを指摘し反対討論を終わります。

議長（山本幹雄君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林裕和君。

5番（小林裕和君） 議案第34号、平成31年度佐用町一般会計当初予算に対する賛成の立場で討論いたします。

先の予算特別委員会で審議したとおり、歳入で地方交付税前年比3.9パーセントの減額等で厳しくなる状況の中、総額129億5,674万6,000円を計上し、佐用町第2次総合計画を基本に、現状に配慮した各課題への継続並びに新規施策への取り組みもうかがえる予算編成になっています。

施策として、少子化対策の第2子以降の保育料無料化、子育て支援事業、給食費の負担軽減事業、情報通信施設更新整備、若者定住支援施策、地域防災力の向上、地域交通の安全と機能整備等々を継続して取り組み、さらには、保育の担い手確保に向け保育補助員養成制度にも取り組もうとしています。

また、懸案であった養護老人ホーム朝霧園移転改築、福祉拠点施設のトイレの改修、町民の健康維持に係る取り組み、木材ステーションの機能充実等々、広範囲にわたって途切れのない施策を展開する予算であり、これらの施策を実施する上で合併特例債、過疎債等の町債を25億7,870万円、前年比58.8パーセント増額して予算編成がなされています。

また、本予算においても国保特別会計をはじめとする各特別会計を安定させるために、公平性を保ちながら、一般会計からの繰出金を最小限に留めていることは評価できるものです。

今後も、より厳しい財政運営が見込まれる中において、多種多様施策の実施には、町民

の理解と協力、そして応分の受益者負担を求めることは基本であり、基金の見直しと有効活用はいうまでもありませんが、それ以上に行政組織の推進体制の強化が重要であります。

予算の執行に当たっては、さらなる既存施策の見直しと改善を目指し、基本である健全な財政運営がなされることを望み賛成の討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 35 号、平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号、平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 36 号、平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 36 号、平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、反対の討論を行います。

2018 年度から国民健康保険が都道府県化され、都道府県が算定する標準保険料率を基礎に、町の保険税が決定する仕組みに変わりました。

国保の構造的矛盾である国保税が高い問題では、政府に対して、全国知事会・市長会・町村会は、定率国庫負担の増額要望をし続けており、2014 年には公費 1 兆円を投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを求めています。

国保税が高くなる要因の 1 つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる平等割と同様、他の保

険にはないものです。均等割と平等割を合わせると、全国で徴収されている保険税額は、およそ1兆円とされています。1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険税にすることが可能です。

佐用町の国保税で試算すると、年収400万4人世帯で2018年度39万480円、均等割・平等割を除くと22万3,680円となり、協会けんぽ保険料20万2,000円並みとなります。

子育て世代支援のための均等割りを独自で減免する自治体が広がっています。近隣では赤穂市で平成28年度から多子世帯減免に取り組まれています。

無理なく払える国保税にするために、一般会計から国保会計への繰り入れの実施・継続が必要です。

保険証取り上げ問題では、予算委員会で資格証9世帯11人。短期保険証66世帯117人という実態が明らかになりました。正規保険証を取り上げるという滞納者への厳しい制裁は生命も脅かしています。全日本民主医療機関連合会調査では、経済的理由による手遅れ死亡例が2018年に77事例あった。そのうち、38の事例では、無保険、短期保険証という状況で、事例のその7割りは60代から70代の高齢者で男性が8割近くを占めていました。

高すぎる国保税の引き下げで、安心して医療にかかれるようにすることを求めて、この会計の反対討論を終わります。

議長（山本幹雄君） はい、次に、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1番、金澤君。

1番（金澤孝良君） 議案第36号、国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、健康保険制度を確立していくために重要かつ必要な制度であるということはあるまでもありません。

佐用町においても約4,000人の加入者があり、これは人口の24パーセントを占める方が加入されている制度であります。

昨年度から制度が大きく変わり、県と佐用町が共同保険者となり運営をされ、国民健康保険が安定的に運営できる状態になったものであります。

国民健康保険運営においては、一定の財政規模が必要ですが、現行の市町村国保においては、佐用町のように財政運営が不安定になるリスクの高い小規模被保険者の多い状況にあります。

佐用町においては、平成31年度予算では、保険税収入が約3億5,200万円で、これは前年度と比べると約200万円の減少となっております。

県への納付金として5億4,400万円が計上されています。

保険給付費については、15億7,300万円で、前年度と比べると9,300万円の増額となっております。

国保は、ほかの医療保険と比べると年齢構成が高く、医療費水準が高い状況ですが、所得水準が低い方にとって保険料負担が重いといった構造的な問題があるのが現状ではあります。その対策として一般会計から保険税軽減分と保険者支援分約1億円、そして法定外を含めた、その他一般会計繰入金約6,600万円を計上されており、加入者の負担軽減を図られていて、被保険者の住民に配慮した予算になっていることを考慮すべきだと思っ

おります。

保険者として安定的な運営をしていくには、基金を積み立てるという大きな課題も残されていますが、長期的な国民健康保険の安定的な運営を行うためと、住民の負担軽減にも十分考慮された、この平成 31 年度国民健康保険特別会計予算に賛成の討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 36 号、平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 37 号、平成 31 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 議案第 37 号、平成 31 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

高齢者は、多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな、生活を保障されると、老人福祉法には明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任です。

ところが、現役世代の低賃金や高齢期に入ってからからの社会保障の連続改悪などにより、多くの高齢者の暮らしは逼迫し、「下流老人」「老後破産」などの言葉がメディアでにぎわす事態となっています。日本の高齢者世帯は、年収 200 万円以下の層が 4 割を占めています。国民年金だけを受給する人の平均受給額は月 5 万 1,000 円、厚生年金でも、女性の平均受給額は基礎年金分を含め月 10 万 2,000 円にすぎません。

公的年金は、老後の暮らしを支える柱です。ところが、政府は、特例水準の解消の名による年金削減、マクロ経済スライドの発動、物価・賃金の低迷を理由にした年金のマイナス改定など、削減・目減りを強行してきました。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押し付ける悪法です。2008 年の制度導入以来、保険料は、連続して引き上げられ、平成 30 年、31 年度分は均等割り額を 558 円引上げ 4 万 8,855 円に、所得割率は 10.17 パーセントにしました。

年金の削減などにより、高齢者の生活がますます苦しくなる中、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担の復元と保険料や窓口負担の軽減こそ必要であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、3番、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 平成31年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、医療費の増大が進む中、若い世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために創設され、県下の市町村で設置した広域連合と各市町村で運営されております。

本年度の予算額3億979万4,000円は、平成30年度当初予算比較で約1.6パーセントの増となっております。これに伴う歳入では、保険料や広域連合補助金、保険基盤安定繰入金などの所定の財源が見込まれていますが、さらに不足するものについては、一般会計から約9,900万円の繰り入れを行い、加入者の医療給付を安定的に守る予算となっております。

また、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金2億9,820万9,000円が主なもので歳出総額のほとんどを占めております。高齢化が進む中、被保険者が安心して適切な医療を受けられる、この医療制度と本特別会計の果たす役割は大きくなっており、高齢者医療を支える柱であります。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第37号、平成31年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第38号、平成31年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第38号、平成31年度佐用町介護保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

昨年、第7期介護保険事業計画で介護保険料は、基準月額5,600円を1,300円23パーセントも引き上げ6,900円にしました。これからも3年ごとの値上げが繰り返されようとしています。この間、国が進めた施策は要支援1、2の方の介護保険外しで、町の事業化へと移行する。ホームヘルプサービスの利用回数を制限する。利用料本人負担を最大、年収383万円以上の方は3割にしました。

また、国は、2020年度に向けては、利用料の原則2割負担化、施設の食費、部屋代を軽

減する補足給付の資産要件に宅地などの固定資産税を導入し、ケアプランの有料化、介護 2 以下の人のサービスを地域支援事業にすることなどを、平成 31 年度の予算編成時に関するの建議で明らかにしてるところです。これは、制度の持続性確保として、負担増や給付抑制をさらに進めながら全世代型地域包括ケアを推進して、社会保障への国の責任を後退させていく方針です。

こうした国の社会保障削減策の中で、介護の拡充・改善を図るとともに介護労働者の労働条件を改善するべきです。

住民の命と暮らしを守る町の使命として、一般会計から繰り入れて介護保険料・利用料の軽減・減免を進めるべきです。

以上、指摘し反対討論を終わります。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4 番、千種君。

4 番（千種和英君） 議案第 38 号、平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

佐用町の人口は減少の一途であります。加えて、高齢化率は 39.3 パーセントと前年に比べて 1 ポイント上昇しております。

それに伴い、要支援、要介護の必要な方の総数はもちろんのこと、住民の人口における割合も上昇を続けております。

そういった背景において、昨年度の当初予算と比較すると、事業勘定で 105.2 パーセントとなっております。これは保険給付額の伸び率を 6.5 パーセント想定した編成となっております。これは対象者の需要に伴う保険給付費の増加見込みに対応するものであります。不足する額については、一般会計から繰り入れ、昨年比 4.5 パーセント増、金額にして 1,829 万 2,000 円増の 4 億 2,700 万円余りを繰り入れし、サービスの充実を図る対策がとられております。また、低所得者保険料軽減繰り入れ等の対応もとりながら加入する要介護者の皆さんが安心してサービスを受けられる予算編成となっております。

また、積極的に予防にも取り組もうとされている評価できる予算編成であることをつけ加えるとともに、今後、さらなる予防への積極的な取り組みを要望した上で、賛成といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 38 号、平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 39 号、平成 31 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、

討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、本案についての討論を終結します。
これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号、平成 31 年度佐用町朝霧園特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 16、議案第 40 号、平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号、平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 17、議案第 41 号、平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 41 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号、平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 18、議案第 42 号、平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号、平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 19、議案第 43 号、平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号、平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 20、議案第 44 号、平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号、平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 21、議案第 45 号、平成 31 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号、平成 31 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 22、議案第 46 号、平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号、平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 23、議案第 47 号、平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号、平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 24、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25 に入ります。

日程第 25、日程 26 及び日程第 27 は、本日、追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 25. 発議第 1 号 町長の専決処分事項に関する条例の全部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 25、発議第 1 号、町長の専決処分事項に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する提案者の説明を求めます。議会運営委員長、廣利一志君。

[議会運営委員長 廣利一志君 登壇]

議会運営委員長（廣利一志君） 町長の専決処分事項に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由を述べさせていただきます。

地方自治法第 180 条は、議会の委任による専決処分の規定でございますが、その第 1 項には、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、首長において、これを専決処分にすることができると規定されております。

本専決処分条例は、この自治法の規定に基づき、議会の委任により町長が専決処分できる事項を指定しているものであります。

このたび提案しますのは、債権回収に係る紛争の迅速な解決のため、この条例に本来地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決事項である訴えの提起及び和解のうち、町の債権のうち、町の申立てにより発せられた支払督促に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあったときに、民事訴訟法第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起及び当該訴えに係るもので申立ての目的金額が 50 万円以下の和解の 2 つの事項を町長の専決処分事項に追加し、あわせて条文の整理を行うため、本条例の全部を改正する提案でございます。

町の債権管理の適正化による住民負担の公平の確保と円滑な財政運営が推進されることを期待いたしまして、本条例の制定につきまして、議会運営委員会より発議するものでございます。

ご承認を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 発議第 1 号に対する提案者の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第1号、町長の専決処分事項に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第49号 佐用町課設置条例及び佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第26、議案第49号、佐用町課設置条例及び佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） はい、失礼します。
それでは、ただ今、上程をいただきました議案第49号、佐用町課設置条例及び佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正でございますが、現在、農林振興課の所管となっております地籍調査室を建設課に移管するものでございます。

地籍調査の目的は、土地の境界や面積の明確化を図るとともに、農地流動化や土地利用計画など土地に関する施策の基礎資料として利用するためであり、平成17年10月の4町合併とともに、新町まちづくり計画に沿って地籍調査課を、設置いたしました。

その後、平成22年4月には、行政改革の一環として組織体制の見直しを行い、地籍調査室として農林振興課の所管となっております。

実態といたしまして、地籍調査は、山林、農地関連事業の利活用に加えて、道路関係事業、上下水道関係事業等での利活用が増大しており、住宅地や国・県・町道の境界等の設定においては、必要不可欠となっております。このため、今後、公共事業を実施する上におきましても、建設課が所管することにより、より効率的にかつ円滑に業務を実施できるものと考えております。

あわせて、佐用町地籍調査推進委員会及び地区委員会の事務局を農林振興課から建設課

へ移管するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号、佐用町課設置条例及び佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 同意第 1 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27、同意第 1 号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 1 号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、教育長、平田秀三氏が、平成 31 年 3 月 31 日をもって退任されるため、後任の教育長として、浅野博之（あさの ひろゆき）氏を任命するものでございます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、教育長は 3 年でございますが、同法第 5 条第 1 項の規定による残任期間となるため、平成 33 年 9 月 30 日までとなっております。

なお、浅野博之氏の経歴につきましては、裏面に掲載をしておりますとおり、学校長としての教育経験と、教育委員会事務局において教育推進室長を歴任するなど、人格が高潔かつ教育行政に関する識見を有すると認めたものでございます。

ご同意を賜りますように、お願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。
ここでお諮りします。お昼が来ようとしてしていますが、このまま審議を継続したいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議ございませんので、このまま審議を続行します。
本案につきましては、本日即決とします。
この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、直ちに採決
に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。
それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第 1 号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第 1 号、佐用町教育委員会教育長の
任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 28 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてで
あります。
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し
出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査
及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 29. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 29、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思
います。
なお、派遣の内容等に変更が生じる場合は、議長に一任願います。
これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
よって、第 87 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

午後 00 時 01 分 閉会

議長挨拶

議長（山本幹雄君） 閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。
3月5日から本日まで、22日までの18日間の会期をもって、皆さんに慎重審議をしていただきました。
そして、適切妥当な結論を出していただきましたことに感謝を申し上げ、お礼申し上げます。
町長の挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼いたします。
それでは、第 87 回 3 月定例議会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。
この定例会は、平成最後の定例会となりました。
本議会におきましては、各会計の平成 31 年度の、次年度の予算案をはじめ、また、本日は、提案をさせていただきましたように、次期教育長の同意というような人事案件も上程をさせていただきました。
それぞれ、慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご承認をいただきましたことに、まずもお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。
平成 30 年度、あと残り 10 日ということになりました。もう平成 30 年度におきましては、この 1 年間、全国的には、大変大きな災害が次々と発生をいたしましたし、また、本町におきましても、多くの災害が発生をして、その復旧にも努めてまいったところではありますが、一部、その復旧事業につきましては、繰り越しをさせていただくというような事態にもなったわけではありますが、おおむね平成 30 年度、1 年間、議員各位のご支援、ご協力、ご理解をいただきまして、大きな問題なく 1 年、平成 30 年度を終えることができましたことに、改めて、お礼を申し上げたいと思います。

この4月1日には、新しい元号も発表をされて、5月から新元号のもと、新しい時代がスタートをするという運びにもなります。

そういう意味で、この平成30年度というのが、平成30年間の最後の1年間となったわけであります。

この4月からは、また、この後、皆さんにも説明をさせていただいたと思いますが、職員の仕事異動も行いまして、新しい体制のもと、新時代に向けて、多くの課題があります。多くの課題に、また、職員一丸となって、取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、それぞれ引き続いて、また、ご支援とご指導をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

この平成30年度の最後の議会の閉会に当たりましてのお礼の御挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（山本幹雄君） それでは、予算特別委員会の西岡委員長、児玉副委員長には、大変ご尽力いただき、まことに御苦労さまでございました。